

和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱

令和5年 1月13日付け4農畜機第5450号
一部改正 令和5年 3月30日付け4農畜機第7319号
一部改正 令和5年 9月 8日付け5農畜機第3869号
一部改正 令和5年12月22日付け5農畜機第6117号

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置し、肉用子牛生産基盤の安定を図る必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和子牛の取引価格の平均価格が発動基準価格を下回った場合に差額の一部を補てんする事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1及び2にあつては肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特措法」という。）第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）、第2の3にあつては一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 和子牛生産者臨時経営支援対策

指定協会は、和子牛（黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の肉用子牛（これらの品種間の交雑種の牛を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）、（2）又は（3）の平均価格が第3の4に定める発動基準価格を下回った場合に、販売された和子牛を対象として、和子牛生産者臨時経営支援交付金（以下「支援交付金」という。）を交付するものとする。

（1）黒毛和種については、別表1のブロック別の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「ブロック別平均価格」という。）

(2) 褐毛和種については、全国の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「全国平均価格」という。）

(3) 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（以下「その他の肉専用種」という。）については、全国の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「年平均価格」という。）

2 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業

指定協会は、1の事業を円滑に実施するための推進会議の開催、助言指導等を行うものとする。

3 和子牛生産者臨時経営支援対策推進事業

全国協会は、1の事業の円滑な推進を図るために必要な全国会議の開催、指定協会及び和子牛生産者等に対する調査及びシステム開発並びに推進指導等を行うものとする。

第3 事業の要件

1 交付対象者

第2の1に定める支援交付金の交付対象となる和子牛生産者は、指定協会と特措法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を締結している者とする。

2 交付対象子牛

第2の1に定める支援交付金の交付対象となる和子牛は、特措法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、指定協会が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「運用通知」という。）第2の4の規定に基づき販売したことを確認した和子牛とする。また、その品種区分については、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第3の2の（3）のア、イ及びウに規定する肉用子牛（肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通知第2の8のなお書の規定を準用する。）とする。

3 平均価格の算出の単位となる期間及び支援交付金の単価

(1) 平均価格の算出の単位となる期間

第2の1に規定する平均価格の算出の単位となる期間は、次のとおりとする。

ア ブロック別平均価格及び全国平均価格

令和5年1月1日から同年3月31日まで、同年4月1日から同年6月30日まで、同年7月1日から同年9月30日まで、同年10月1日から同年12月31日まで及び令和6年1月1日から同年3月31日までの各期間（以下「四半期」という。）

イ 年平均価格

令和5年1月1日から同年12月31日までの販売分については令和5年1月1日から同年12月31日まで及び令和6年1月1日から同年3月31日までの販売分については令和5年4月1日から令和6年3月31日までの各期間

(2) 支援交付金の単価

支援交付金の単価（以下「交付金単価」という。）は、次のアからウまでの品種区分に応じ、当該アからウまでに定める額とし、金額に百円を満たない端数が生

じたときはこれを切り捨てるものとする。なお、単価の算出に用いる全ての価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。

ア 黒毛和種

(ア) 特措法第5条第3項に規定する平均売買価格（以下「平均売買価格」という。）が同条第1項に規定する保証基準価格（以下「保証基準価格」という。）以上の額である場合、4に定める発動基準価格からブロック別平均価格を控除して得た額に4分の3を乗じて得た額とする。

(イ) 平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は、次のaからcまでのとおりとする。

a ブロック別平均価格が保証基準価格以上の額である場合、4に定める発動基準価格からブロック別平均価格を控除して得た額に4分の3を乗じて得た額とする。

b ブロック別平均価格が保証基準価格を下回り、かつ、平均売買価格以上の額である場合、4に定める発動基準価格と保証基準価格の差額に4分の3を乗じて得た額とする。

c ブロック別平均価格が保証基準価格及び平均売買価格を下回る場合、4に定める発動基準価格と保証基準価格の差額に平均売買価格とブロック別平均価格の差額を加えて得た額に4分の3を乗じて得た額とする。

イ 褐毛和種

4に定める発動基準価格から全国平均価格と保証基準価格のいずれか高い額を控除して得た額に4分の3を乗じて得た額とする。

ウ その他の肉専用種

4に定める発動基準価格から年平均価格と保証基準価格のいずれか高い額を控除して得た額に4分の3を乗じて得た額とする。

(3) 平均価格及び交付金単価の公表

和子牛の取引価格の平均価格は、農林水産省畜産局食肉鶏卵課から提供されたデータにより、機構が公表するものとする。また、当該平均価格が4の発動基準価格を下回った場合には、特措法第5条第9項に基づく告示の後、交付金単価も併せて機構が公表するものとする。

4 発動基準価格

2に定める品種区分ごとの発動基準価格は、次のとおりとする。

- (1) 黒毛和種にあっては60万円
- (2) 褐毛和種にあっては55万円
- (3) その他の肉専用種にあっては35万円

5 支援交付金の算出

指定協会は、黒毛和種及び褐毛和種については四半期ごとに、その他の肉専用種については3の(1)のイに定める販売の期間ごとに、それぞれ対象子牛の品種区分別の1頭当たりの3の(2)に定める交付金単価に対象子牛の頭数を乗じて得られた額を事業参加者別に合計することにより、支援交付金を算出し、事業参加者に交付するものとする。

第4 事業の実施

1 事業参加申込書の作成

第2の1の事業に参加しようとする和子牛生産者は、別紙様式第1号の事業参加申込書を作成し、指定協会に提出するものとする。

なお、事業参加申込書には、和子牛生産に係る合理化努力を促すため、出荷月齢の短縮等の取組を併せて記載するものとする。

2 事業の委託

指定協会は、施行通知第3の5の(7)の農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事の承認を受けたもの(以下「農協等」という。)に、第2の2に定める事務の一部を委託して実施することができるものとする。この場合、指定協会は農協等と委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定める期日までに別紙様式第2号の和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付申請書等」という。)を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該補助金交付申請書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付変更承認申請書等」という。)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、指定協会は、当該補助金交付変更承認申請書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第2号の補助金交付申請書等又は別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書等を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別

紙様式第4号の和子牛生産者臨時経営支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該実績報告書の写しを都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の和子牛生産者臨時経営支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度から令和5年度までとする。

第10 事業の推進指導等

1 指定協会は、都道府県及び機構の指導の下、農協等との連携に努めるとともに、この事業の趣旨を肉用子牛生産者に周知徹底し、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、指定協会及び事業に参加する肉用子牛生産者等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

- 3 全国協会は、農林水産省及び機構の指導の下、指定協会との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

第12 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第13 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

附 則（令和5年1月13日付け4農畜機第5450号）

この要綱は、令和5年1月13日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7319号）

この規定の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月8日付け5農畜機第3869号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年9月8日から施行する。
- 2 改正後の第3の3の（2）の規定は、令和5年7月1日以降を算出の期間とするブロック別平均価格より適用する。

附 則（令和5年12月22日付け5農畜機第6117号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の別表1の規定は、令和6年1月1日以降を算出の期間とするブロック別平均価格について適用し、令和5年12月31日以前を算出の期間とするブロック別平均価格については、なお従前の例による。

別表1 ブロック別平均価格の集計対象地域

ブロック名	都道府県名	備考
北海道	北海道	1道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	6県
本州関東以西・四国	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	1都2府29県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	8県

(注) 都道府県の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「都道府県平均価格」という。）が、全国の家畜市場における取引価格の平均価格に都道府県平均価格の標準偏差の二倍の額を加えた額以上のときは、上記の規定にかかわらず、各ブロックの集計対象地域から当該都府県を除いた地域を当該ブロックの集計対象地域とし、当該都府県は個別に一のブロックを構成するものとする。

別表2

事業の種類	補助対象経費	補助単価・率
1 和子牛生産者臨時経営支援対策	指定協会が、交付対象者に対して支援交付金を交付するのに要する経費	定 額
2 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業	指定協会が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費	
	(1) 1の事業を実施するために開催する推進会議等の開催	定 額
3 和子牛生産者臨時経営支援対策推進事業	(2) 事業の円滑な実施を図るために必要な和子牛生産者等に対する調査、指導、現地確認等	定 額
	全国協会が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費	
	(1) 1の事業を円滑に実施するために開催する全国会議等の開催	定 額
	(2) 事業の円滑な推進を図るために必要な指定協会及び和子牛生産者等に対する調査、システム開発並びに推進指導等	定 額

別紙様式第1号

和子牛生産者臨時経営支援事業参加申込書

年 月 日

〔 都道府県指定協会名
代表者 殿 〕

住 所
氏 名
生産者補給金契約番号

和子牛生産者臨時経営支援事業に参加したいので申し込みます。
併せて、支援金の交付対象となった場合は、支援交付金の交付を申請します。
なお、肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施に努めるとともに、生産者補給金交付契約書第17条の各号のいずれかに該当する場合には、本事業で交付された支援交付金を返還することを誓約します。
また、肉用子牛生産に係る合理化を促進するため、下記の目標値を設定し、経営改善に向けて努力します。

【合理化促進に向けた努力方針】

項 目	現況値 (令和 年度)	目標値 (令和 年度)	備 考
<input type="checkbox"/> 肉用子牛の出荷月齢の早期化 (品種:)			
<input type="checkbox"/> 繁殖雌牛の初産月齢の早期化			
<input type="checkbox"/> 繁殖雌牛の分娩間隔の短縮			
<input type="checkbox"/> その他 ()			

- (注) ① 1か所以上の項目をチェックして下さい。
② 現況値は過去の実績を踏まえて数値で記載して下さい。
③ 目標値は将来に向けた努力目標をそれぞれ数値で記載して下さい。

別紙様式第2号

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付申請書
及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年度において、和子牛生産者臨時経営支援事業を下記のとおり実施したいので、和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。
また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(記入上の注意)

「別紙のとおり」と記入し、別紙「令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業実施計画書」を添付することとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費① =②+③	負担区分		今回概算払 請求額	備考
		機 構 補助金 ②	その他 ③		
1 和子牛生産者臨時経営支 援対策					
2 和子牛生産者臨時経営支 援対策地域推進事業					
3 和子牛生産者臨時経営支 援対策推進事業					
合計					

(注) 事業の一部を委託する場合には、委託費を内数として [] 書きすること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

(別紙様式第2号の補助金交付申請書及び概算払請求書に添付すること。)

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業実施計画書

1 和子牛生産者臨時経営支援対策

区 分	品種区分	交付対象見込み		支援交付金 交付見込額
		人数 (人)	頭数 (頭)	
令和4年度第4四 半期分～令和 年 度第 四半期分	黒毛和種			
	褐毛和種			
	無角和種			
	日本短角種			
	合 計			

2 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

(注) 1 備考欄には、積算根拠等を記載すること。

2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を [] 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 和子牛生産者臨時経営支援対策推進事業

(1) 総括表 (単位：円)

全国会議等の開催	現地調査・指導の実施	システム開発	事業の推進指導等	合計

(2) 全国会議等の開催 (単位：円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎

(3) 現地調査・指導の実施 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(4) システム開発 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(5) 事業の推進指導等 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を [] 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別表

支援交付金の請求明細

(単位：戸、頭、円)

交付対象 期間	品種区分	黒毛和種	褐毛和種	無角和種	日本短角種	合 計
	交付決定額					
令和4年度 第4四半期分	交付対象生産者数					
	① 交付対象頭数					
	② 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
令和5年度 第1四半期分	交付対象生産者数					
	① 交付対象頭数					
	② 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
令和5年度 第2四半期分	交付対象生産者数					
	① 交付対象頭数					
	② 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
今回概算払 請求額	交付金額					
	今回概算払請求額					

別紙様式第3号

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付変更承認申請書
及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった
和子牛生産者臨時経営支援事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、
和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて
申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われ
たく、同要綱第6の3の規定の基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

(記入上の注意)

「別紙のとおり」と記入し、別紙「令和 年度和子牛生産者臨時経営支援策事業実
施変更計画書」を添付することとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費①= ②+③	負担区分		既 概 算 払 請 求 額④	今回概算 払請求額 ⑤=②-④	備考
		機 構 補助金②	その他 ③			
1 和子牛生産者臨時経営 支援対策						
2 和子牛生産者臨時経営 支援対策地域推進事業						
3 和子牛生産者臨時経営 支援対策推進事業						
合計						

(注) 1 事業の一部を委託する場合は、委託費を内数として [] 書きすること。

2 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を () 書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙

(別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書に添付すること。)

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業実施変更計画書

1 和子牛生産者臨時経営支援対策

区 分	品種区分	交付対象見込み		支援交付金 交付見込額
		人数 (人)	頭数 (頭)	
令和4年度第4 四半期分～令和 年度第 四半期 分	黒毛和種			
	褐毛和種			
	無角和種			
	日本短角種			
	合 計			

(注) 変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

2 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

- (注) 1 備考欄には、積算根拠等を記載すること。
2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を []書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
3 変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

3 和子牛生産者臨時経営支援対策推進事業

(1) 総括表 (単位：円)

全国会議等の開催	現地調査・指導の実施	システム開発	事業の推進指導等	合計

(2) 全国会議等の開催 (単位：円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎

(3) 現地調査・指導の実施 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(4) システム開発 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(5) 事業の推進指導等 (単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

- (注) 1 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を [] 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 2 変更部分が容易に対照できるよう変更前を () 書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別表

支援交付金の請求明細

(単位：戸、頭、円)

交付対象 期間	品種区分	黒毛和種	褐毛和種	無角和種	日本短角種	合 計
	交付決定額					
令和4年度 第4四半期 分	交付対象生産者数					
	① 交付対象頭数					
	② 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
	当月不足額					
令和5年度 第1四半期 分	交付対象生産者数					
	① 交付対象頭数					
	② 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
	当月不足額					
令和5年度 第2四半期 分	交付対象生産者数					
	①交付対象頭数					
	③ 交付金単価					
	交付額 (①×②)					
	当月不足額					
今回概算払 請求額	不足額の合計					
	交付金額					
	今回概算払請求額					

(注) 1. 既概算払の交付対象頭数に変更(追加)が生じた場合は、()内に変更前の交付対象頭数を記入し、当該期間にかかる支援交付金の不足額を計算する。

2. 「不足額の精算」は原則として、今回請求分の前四半期分に限ることとし、頭数変更の理由書(様式任意)を添付する。

別紙様式第4号

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和子牛生産者臨時経営支援事業について、下記のとおり実施したので、和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業実績書」のとおり
(別紙様式第2号の別紙に準ずるものとする。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機 構 補助金	その他	
1 和子牛生産者臨時経営支 援対策				
2 和子牛生産者臨時経営支 援対策地域推進事業				
3 和子牛生産者臨時経営支 援対策推進事業				
合計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	既概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

令和 年度和子牛生産者臨時経営支援事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の
あった和子牛生産者臨時経営支援事業補助金について、和子牛生産者臨時経営
支援事業実施要綱第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円
を返還します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 農畜機第 号による
補助金額の確定通知額） 金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料